

事務総局会議（第4回）議事録

日時	令和2年2月4日（火）午前10時13分～午前10時43分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、石井総務局参事官、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和2会計年度における協議会等開催計画について 石井総務局参事官説明（資料第1）</p> <p>2 民事執行規則第51条の7第3項の最高裁判所が指定する許認可等について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 国際知財司法シンポジウム2020の開催について 門田行政局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1, 3</p>

秘書課長 大須賀 寛之

令和2会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月17日、 18日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月19日、 20日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月12日 (予備日: 3 月4日、10 日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月2日、 2月26日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月12日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月6日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月27日、 28日	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月14日、 15日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月8日、9日	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月16日、 17日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月20日、 21日	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月15日、 16日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月9日、10日	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月7日	1日	1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の定着に向け、考慮すべき事項について(フェーズ1関係) 2 民事訴訟手続の在り方を見直し、より充実した審理を実現するために検討すべき課題等について(フェーズ2、3関係) 3 IT化を踏まえた書記官事務の在り方について	1 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件担当の裁判官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人) 2 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事首席書記官は民事次席書記官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人)	民事局 総務局	118人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	専門部等裁判官事務打合せ	1月22日	1日	1 専門部等におけるプラクティス（審理運営上の工夫等）を他の専門部等及び他の庁にも広げていくために、庁又は部として取り組むべき課題と方策 2 専門訴訟等における外部からの専門的知見の効果的な取得・活用のために、庁又は部の取り組むべき課題と方策 3 関係機関等との連携のために、庁又は部として取り組むべき課題と方策	各地裁の民事部のうち、医療、建築、商事、交通、行政、労働、知財事件を担当する専門部又は集中部の部総括又は右陪席裁判官（各専門分野から原則として1名）	民事局 行政局	約50人
16	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月22日	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
17	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月22日	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
18	後見関係事件事務打合せ	7月8日	0. 5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

令和2会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官, 高地家裁総務課課長補佐, 専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について, 首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	(未定)	1日	人事事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	(未定)	0.5日	経理事務の処理に際し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に際し, 考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官, 民事調停委員, 司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事事件担当裁判官等協議会	10月	1日	民事訴訟手続の更なる運営改善に向けて、争点中心の審理を実現するための課題と方策等について	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1名 2 全地方裁判所の首席書記官又は次席書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) 東京 (東京、福岡) 大阪 (大阪、広島、高松) 名古屋 (名古屋、仙台、札幌)	民事局	166人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関する考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官)その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁 (東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京, 大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京, 大阪各高裁及び東京, 大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京, 大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	5.0人
28	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
29	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
31	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	9月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
32	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定 (原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事調停委員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
36	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
37	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	少年事件の処理に関して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
39	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催)※予定 東京(東京、仙台) 大阪(大阪、札幌) 名古屋(名古屋、高松) 福岡(福岡、広島)	家庭局	50人
41	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪(大阪、高松) 名古屋(名古屋、札幌) 広島(広島、仙台) 福岡	家庭局	各高裁で決定

(令和2. 2. 4民三印)

議決事項案（民事執行規則第51条の7第3項の最高裁判所
が指定する許認可等について）

民事執行規則等の一部を改正する規則（令和元年最高裁判所規則第5号）による
改正後の民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第51条の7第3項の
最高裁判所が指定する許認可等は、次に掲げるものとする。

- 1 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許
- 2 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の許
可

(令和 2. 2. 4 行一印)

国際知財司法シンポジウム 2020 の開催について

- 1 主催 最高裁判所, 知的財産高等裁判所, 法務省, 特許庁, 日本弁護士連合会, 弁護士知財ネット
- 2 日程 令和 2 年 10 月 27 日 (火) から 同月 29 日 (木)
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ
- 4 プログラム概要

(1) 1 日目 (10 月 27 日・非公開プログラム)

アメリカ, イギリス及びドイツの裁判官並びに米国特許商標庁, 欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の審判官等との知的財産紛争に関する意見交換など

(2) 2 日目 (10 月 28 日・公開プログラム)

裁判所が主体となり, アメリカ, イギリス及びドイツの裁判官及び弁護士による知的財産紛争を題材とした模擬裁判及びパネルディスカッションなど

(3) 3 日目 (10 月 29 日・公開プログラム)

特許庁が主体となり, 日本特許庁, 米国特許商標庁, 欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の審判官等による講演, パネルディスカッションなど

5 参加者等

(1) 被招へい者

アメリカ, イギリス及びドイツの裁判官並びに米国特許商標庁, 欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の審判官等を予定

(2) 傍聴人

国内外の法曹関係者, 研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等各日 550 人程度

事務総局会議（第5回）議事録

日時	令和2年2月18日（火）午前10時00分～午前11時25分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則並びに関連する議決について 堀田人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則及び関連する議決について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 民事事件担当裁判官等協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について 門田民事局長説明（資料第4）</p> <p>5 鑑定委員協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第5）</p> <p>6 法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会の結果について 安東刑事局長説明（資料第6）</p> <p>7 家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について 手嶋家庭局長説明（資料第7）</p> <p>8 ネットワーク裁判官の追加指名について 手嶋家庭局長説明</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 6, 8</p> <p>◎ 了承 3, 4, 5, 7</p>
	秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料 第1
(2月(8日開催)

(令和2. 2. 18 人事局)

裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則並びに関連する議決

<資料目録>

(裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則関係)

1 規則案

2 制定理由

(裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則関係)

3 規則案

4 制定理由

5 新旧対照表

(関連する議決関係)

6 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則に関連する議決案

理由

裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

理 由

裁判官の報酬等の支給に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）

新

旧

裁判官の報酬等に関する規則

（趣旨）

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）の規定に基づき裁判官に対して支給する報酬その他の給与については、この規則の定めるところによる。

裁判官の報酬以外の給与に関する規則

（趣旨）

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第十九条第一項の規定に基づき裁判官に対して支給する報酬以外の給与については、この規則の定めるところによる。

(報酬の支給)

第一条の二 裁判官の報酬の支給定日は、十八日とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日を支給定日とする。

一 十八日が日曜日に当たるとき 十六日

二 十八日が土曜日に当たるとき 十七日

三 十八日が国民の祝日に当たるとき (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日に当たるとき 十五日

2 前項に定めるもののほか、裁判官の報酬の支給については、一般の官吏の例による。

(補則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、報酬その

(新設)

第十七条 この規則に定めるもののほか、報酬以外

(補則)

他の給与の支給に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

の給与の支給に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則第二項関係—裁判官の育児休業に関する規則（平成四年最高裁判所規則第二号）

新

（期末手当等の支給）

第十二条 裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）第十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている裁判官のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（最高裁判所が定めるこれに相当する期間を含む。）がある裁判官には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

旧

（期末手当等の支給）

第十二条 裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）第十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている裁判官のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（最高裁判所が定めるこれに相当する期間を含む。）がある裁判官には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 裁判官の報酬等に関する規則第十五条第一項に

2 裁判官の報酬以外の給与に関する規則第十五条

規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている裁判官のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある裁判官には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている裁判官のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある裁判官には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則及び裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則に
関連する議決案

- 1 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の報酬等に関する規則において最高裁判所が定めるとされている事項並びに裁判官の報酬等に関する規則において一般の官吏の例によるとされている事項のうち、関係法令の規定により最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達又は決裁をもって定める。
- 2 裁判官の報酬等に関する規則において、一般の官吏の例によるとされている事項のうち、関係法令の規定により最高裁判所の権限又は所掌事務とされているものは、最高裁判所長官又はその指定するものに委任する。
- 3 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において最高裁判所が定めるとされている事項及び裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において準用する人事院規則の規定において最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達又は決裁をもって定める。
- 4 裁判官以外の裁判所職員の俸給等の支給に関する規則において準用する人事院規則の規定において最高裁判所の権限又は所掌事務とされているものは、最高裁判所長官又はその指定するものに委任する。

(令和2. 2. 18 人事局)

人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則及び関連する議決

<資料目録>

- 1 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則案
- 2 同制定理由
- 3 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則に関する議決案

理由

人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規定を整備する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則に
関連する規則に関する議決案

- 1 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則において、手続等のうち、当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして最高裁判所が定めるとされている事項は、最高裁判所事務総長に委任する。
- 2 人事関係規則で定める手続における情報通信技術の利用に関する規則において、最高裁判所が定めるとされている事項（1の事項を除く。）は、所要の通達又は決裁をもって定める。

(資料)

(令和2.2.18民二印)

民事事件担当裁判官等協議会の開催について

- 1 主催 (1) 東京、福岡各高等裁判所
(2) 大阪、広島、高松各高等裁判所
(3) 名古屋、仙台、札幌各高等裁判所
- 2 期日 令和2年10月中の1日
- 3 場所 1(1)については、東京高等裁判所
1(2)については、大阪高等裁判所
1(3)については、名古屋高等裁判所
- 4 協議事項 (1) 争点整理の基本的取り方についての議論状況及びこれを踏まえて各庁において取り組むべき課題
(2) 充実した審理判断を行うための現行法上の諸規定の活用や実務上の工夫等について
- 5 出席者 (1) 各地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1人
(2) 各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官いずれか1人
(3) 各高等裁判所の民事事件を担当する裁判官及び首席書記官各1人 (オブザーバー)

事務総局会議資料 第4
(2月18日開催)

(令和2. 2. 18 民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各地方裁判所の定める日
①につき、令和2年4月から同年7月までの間の2日及び必要
がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の2
日
②につき、令和2年6月から令和3年3月までの間の1日
③から⑥までにつき、令和2年6月から令和3年3月までの間
の1日～2日
⑦につき、令和3年1月から同年3月までの間の0.5日
- 3 場所 各地方裁判所の本庁、支部又は管内の簡易裁判所
- 4 研修会・研究会の名称等
別紙研修事項等一覧表記載のとおり

別紙 研修事項等一覧表

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任民事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の基本的な役割と心構え、服務規律 (3) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方 (4) 民事調停事件の処理につき必要な基礎知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
②	新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	新任民事調停委員研修会に参加した、各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
③	民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために、民事調停委員に求められる役割 (3) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で、任命後、実務を二、三年程度経験した者 各地方裁判所の定める人数
④	民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、当事者からの事情聴取、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員 (既に民事調停委員研究会への参加経験のある者を主に対象) 各地方裁判所の定める人数
⑤	司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
⑥	簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案（和解案）の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題	<ul style="list-style-type: none"> 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
⑦	新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、令和3年1月1日付で新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者

(令和2.2.18民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京、大阪各地方裁判所
- 2 期日 令和2年6月から同年12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者 各地方裁判所の定める人数

(令和2. 2. 18 刑一印)

配付資料目録

(法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会の結果について)
諮問第109号

諮詢第一百九号

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、早急に、罰則を整備する必要があると思われる所以、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。

別紙

要綱（骨子）

次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとすること。

一 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

二 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為

事務総局会議資料第7
(2月18日開催)

(令和2. 2. 18家二印)

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各家庭裁判所の定める日
①につき、令和2年4月から同年7月までの間の1日～2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の1日～2日
②から⑤までにつき、令和2年6月から令和3年3月までの間の1日～2日
⑥につき、令和3年1月から同年3月までの間の1日～2日
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部
- 4 研修会・研究会の名称等

番号	名称	研修事項・研究事項	出席者
①	新任家事調停委員研修会	(1) 調停制度のあらまし (2) 調停委員の役割と心構え、服務規律 (3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識 (4) 当事者対応における基本的留意事項 (5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方 (6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項	各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる者
②	家事調停委員研究会	(1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点 (2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方 (3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題 (4) 遺産分割事件、寄与分事件、特別の寄与事件及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）事件の処理に関する諸問題 (5) 当事者対応における留意事項 (6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の家事調停委員（主に在任期間が二、三年の者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
③	家事調停委員会	(1) 夫婦関係調整に関する事例	各家庭裁判所の家事調停委員

	ース研究会	(2) 子の監護養育に関する事例 (3) 婚姻費用分担に関する事例 (4) 遺産分割, 寄与分, 特別の寄与及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）の処理に関する事例 (5) その他複雑困難な事例	(既に家事調停委員研究会への参加経験のある者など, 経験豊富な者を対象) 各家庭裁判所の定める人数
④	参与員研究会	(1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 家事審判事件の処理に関する諸問題	各家庭裁判所の参与員候補者（主に一定の経験を積んだ者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑤	家庭裁判所家事実務研究会	(1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため, 家事調停委員が留意すべき事項 (2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため, 参与員が留意すべき事項 (3) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けた家事調停事件と家事審判事件及び人事訴訟事件の運営における連携の在り方	(1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官, 裁判所書記官及び家庭裁判所調査官 各家庭裁判所の定める人数 (2) 各家庭裁判所の参与員候補者及び家事調停委員（主に各庁において指導的, 中心的な役割を果たしている者を対象） 各家庭裁判所の定める人数
⑥	新任参与員研修会	(1) 参与員制度のあらまし (2) 参与員としての役割及び心構え (3) 参与員として必要な家事事件手続き法及び人事訴訟法の基礎知識	各家庭裁判所において, 令和3年1月1日付けで新たに選任された参与員候補者及びこれに準ずる者

事務総局会議（第6回）議事録

日時	令和2年2月25日（火）午後2時05分～午後2時23分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、戸苑家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和元年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明</p> <p>2 令和2年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明</p> <p>3 令和2年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>4 「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>5 保釈中の被告人等の逃亡防止等のための刑事法の整備に関する法制審議会への諮問について 安東刑事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3</p> <p>◎ 了承 1, 2, 4, 5</p>

秘書課長 大須賀 寛之

高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催
について（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年6月17日（水）及び18日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会員 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長 合計約80人
- 6 日程

日 (曜日)	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
17日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議		昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間	9:00 ～ 12:00			
18日 (木)	事務的協議 (事務連絡)				

最高裁総一第 号

令和2年 月 日

最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 中村 慎

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について
(通達)

平成元年3月22日付け最高裁総一第84号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

別表「情報政策課」の項中「情報システム第三係」を「情報システム第三係」に
改め、同表「刑事局」の「第一課」の項中「企画第一係」を「企画係」に改め、「
企画第二係」を削る。

付記

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

事務総局会議資料第3
(2月25日開催)

(令和2. 2. 25刑一印)

配付資料目録

(保釈中の被告人等の逃亡防止等のための刑事法の整備に関する法制審議会への諮問について)

諮問第110号

諮詢第百十号

近時の刑事手続における身体拘束をめぐる諸事情に鑑み、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備を早急に行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。